

審議会等の会議結果報告

| | |
|------------|---|
| 1. 会 議 名 | 令和6年度 第2回 松阪市障害者地域自立支援協議会全体会 |
| 2. 開 催 日 時 | 令和7年2月18日(火) 13時30分~15時25分 |
| 3. 開 催 場 所 | 松阪市福社会館 3階大会議室 |
| 4. 出席者氏名 | (委 員) 寺本博美、久米徹、河原洋紀、瀬田正子、海住さつき 藤本利幸、八田久子、中谷剛士、廣路 雅之、小藤 潤 小林俊子、谷口直美、井村 彰、荒木章次 (事務局) 谷中靖彦、青木覚司、山中一人、平野千里、小山賢司 山村千穂、島 優子 |
| 5. 公開及び非公開 | 公開 |
| 6. 傍 聴 者 数 | 1名 |
| 7. 担 当 | 松阪市障がい福祉課 障がい福祉係 山中 TEL 0598-53-4082 FAX 0598-26-9113 e-mail: shogai.div@city.matsusaka.mie.jp |

○協議事項

- ・第5期松阪市障がい者計画の進捗状況について
- ・ワーキングチームについて
- ・その他

第 2 回松阪市障害者地域自立支援協議会全体会議録

令和 7 年 2 月 18 日（火）
13：30～15：25（1 時間 55 分）

事務局 開会

【松阪市福祉事務所長（挨拶）】

【会長（挨拶）】

事務局 それでは、これより事項書の 2 の議題に入りたいと思います。議事の進行につきましては、協議会運営規則第 6 条で会長が議長となります。

会長 それでは事項書に従いまして、議事に入ります。まず 1 番目。(1) 第 5 期松阪市障がい者計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

【議題（1）第 5 期松阪市障がい者計画の進捗状況について事務局より説明】

会長 基本的には資料 1 を中心にしてご説明いただきました。ご質問、ご意見、要望について担当課から対応をさせていただいておりますが、何か他に意見があればお願いします。

委員 A 私は 14 日に県の施策推進協議会に行ったところ、グループホームは 2 万人足りないという発表がありました。それから令和 5 年度の集計ですけれども、就労 A 型は 17 の会社が潰れているということです。松阪においてそのようなことがあるのかと心配しています。回答をお願いします。

事務局 グループホームについては、松阪市においては例年一つ、二つ増え続けている状況です。ただ充実しているかという点、まだ不足している部分もあります。計画の中でも、グループホームを設置するよう推進しています。いわゆる設置補助金ですがグループホームの設置を推進していく施策を考えています。

もう一つ、A 型の事業所ですけれども、A 型の事業所がぐっと減ってしまったのは令和 6 年度の報酬改定によるところが大きいですが、松阪市でも 1 事業所の休止がありました。そこで働いている方が B 型に移行したり、別のところに移行された方も見えます。A 型としては松阪市も減ったというような現状です。

委員 A グループホームに関しては市役所で対応するのですか？ 市では対応できないと思いますが、特に女性だけのグループホームはありますか？

事務局 1 階が男性棟、2 階が女性棟としているようなグループホームはあります。

委員 A A 型が潰れたら全部 B 型行ったり、他に行ったりとのことですが、その対応はどこが責任もってされるのですか？

事務局 基本的には A 型の事業所がなくなる時に、その A 型事業所と、担当する計画相談員になります。事業所と計画相談員が適切などころはないかというところをいろいろ話し合いながら移行を検討します。それが一番のメインの動きかなと思っています。

委員A A型からの移行を監視するという部署はないということですか？

事務局 市は監視するというポジションではありません。事業所が休止や廃止をする時に、計画相談の方も含めてご一緒に相談させていただくことはあります。移行に関することについては市も協力させていただきます。

委員A A型からの移行を担当する計画相談はどこがやっているのですか？

事務局 松阪市に計画相談が20事業所あります。A型に来ての方がそれぞれいろんな計画相談の事業所を利用されていますので、そこ事業所の方と相談するという形です。

委員A それから差別解消法(合理的配慮の義務化)の認知度が53%というのがありました。知っている人が、そんなに低いのでしょうか？これは三重県の資料なので、この回答は結構です。松阪市もしっかりやってください。

事務局 差別解消法の認知度につきましては、来年度、新しい障がい者計画を作るにあたって、アンケートを取りますが、そこでどれくらい認知度があるかというのを調べる予定です。それを次の機会にお話できればと思っております。

会長 他に何かございますか？

委員B 今日、特に精神障がい者の人の障がい者就労のことを、この協議会の場で、話し合いができる場を設けてほしいということをお伝えしたいです。

障がい者の雇用は、いろんなところで雇用されているのですが、精神障がい者の方独特の一般就労することの難しさがあり、それがなかなかご理解いただけていないと思います。それをいろんな方にわかってほしいというのが一つです。

例えば統合失調症の場合、男性が統合失調症を発症する平均年齢は21歳です。女性は29歳ぐらいと言われています。ということは、小・中・高校の時には統合失調症だということがわからないまま学校に行くので、特別支援学級とか、特別支援学校に行かずに大学に行ったり、就職したりします。普通に学校に行って、大学へ行って、就活して、就職して、そこで職場の人間関係で悩んで、辞めて、「あれれっ」てなって、受診すると統合失調症ですとなる方が非常に多いわけです。

受診までに何年もかかり、受診時点で自分が統合失調症とわかった時でも、仕事はしたいし、しなきゃいけない。その時に、その人たちは人生で一回も福祉サービスにつながったことがない人たちです。障がい者の福祉サービスを受ける時、計画相談に相談して、プラン作ってもらって、それから初めてB型に行くということがわかりません。ですので、何もわからずにハローワーク行きます。そうするとハローワークには精神障がい者専門の相談員がみえますが、一番手前にいない。だから私は精神障がいですって言って手帳見せて、障がい者雇用でいける求人ありますかとか聞いたら、案内はしてもらえますが、普通はそうなりません。普通に自分で求人を見て応募しますが、行ってみたら障害手帳あるからだめになります。ということで、引ききがつてしまい全然つながらない。そうすると精神障がいの人の特性として、普通の人よりも傷つきやすい。あなたはだめって言われると、僕なんかは社会に必要とされていないって思ってしまう。そこから何年にも渡る引きこもりが始まるわけです。そうすると、引きこもっていることによって、社会生活を積むという経験ができないので、ますます就労が難しくなり、深刻なことになります。

企業は特別支援学校に求人を出して、そこから就職という道はできているので。そちらは

うまくいっているとは思いますが、こういう卒業した後に精神障がいになられた方の進路は本当にありません。何とかしてほしいということです。

もう一つ、家族会のメンバーのお子さんで、統合失調症ですが、今の例みたいな方で全然就職ができません。いろいろ悩んだあげく、皆が「B型作業所に一回行ってみたらいいよ」ということになり、一回見学に行きましたが、合わないと言って1時間で帰ってきてしまいました。その後、ずっと家にいましたが、偶然、移行支援の事業所の方から、「うちに一回来てみて」と言われて移行支援行きましたら作業所と違ってアセスメントもあり、すごく合いました。それまで昼夜逆転でしたが運動もして健康になりました。現在、すごく頑張っていて、一般就労目を指しています。私でさえ、まずB型から行かないと上に行けないと思っていましたが、制度的に本当は移行に行ってもいいということが、知らなかった。私でさえも知らないで、他の方は全く知らないと思います。なので、そのような事例の話をする場をここで設けていただきたいというのが私の意見です。自立支援協議会の機能というところに、困難な相談支援事例の対応のあり方に関する協議及び調整としての個別ケア会議の開催と書いてあります。障がい福祉課の方が検討してまいりますとおっしゃって見えましたが、これをするかどうか検討するのはこの場だと思います。よろしくお願いします。

会長 非常に内容が濃かったと思います。そういう意味では、やはり真剣に考えていかなきゃならないところです。ただ、一般的な話になりますが、やはりもう少し踏み込んだ、そういったものを提供できる場所や時間、そういうものが本来は必要です。物理的にこのメンバーだけで、ワーキングで作っていくというのは非常に難しい。もう少しそのことについては、委員がおっしゃったように、もうちょっと具体的にどのように回していったらいいかということをおっしゃって考えてもらえればいかなと思います。これは大きな宿題ですので、委員の皆さんがそれぞれ、もう少し深く対応して考えていけるような時間を、少し取ってみればいいのかと思います。今すぐにここでどうするというにはならないと思いますが、前に向かって進んで行くようにしていければいいかなと考えます。

委員B 18歳の壁に関してですが、切れ目なく支援できているか？モニタリングしていますか？ということを知りたい。事務局ができていますとおっしゃって見えましたが、具体的にどこかで聞き取りされたとか。そういうモニタリングをして、できていますということが聞きたい。

事務局 特別支援学校での個別支援会議のことでよろしいでしょうか。

委員B そういうことではなくて、その会議をやっている人はつながっている人だと思います。特別支援学校以外の子もいるわけだから。全体的に18歳のところでしっかりと移行ができているかを市として把握されていますか？

事務局 特別支援学校に通われてない方でも、放課後等デイサービスとか、他の福祉サービスを使ってもらっている方もみえます。サービスを使っている方は基本的に計画相談支援員がおりますので、18歳に向けて児童のサービスから大人向けのサービスに切り替わる時にどういうふうにするかというのは個々の担当者会議の中でされています。ただ支援の移行が困難な場合は、個別に市の方に相談がある場合もございます。なので、うまくいっている場合はそのままサービスにつながっていきますが、移行が難しい方は個別で相談いただいている場合もあります。それ以外となりますと、把握できていない部分もあります。

委員B やっぱりわからないですね。切れていない人のことはわかっている、切れた人はそこで終了で名簿から外れてわからないということがわかれば結構です。

あと、16番の障がい者差別解消法の合理的配慮が義務化されたけれども、理解されていない方がみえるということをおげました。精神障がいの方で入院や手術をずっとされていて、やっと出られることになった方で、家族関係でトラブルがある人なので、実家には戻れない。そのため、アパートを探しましたが、障がい者ということで断られます。結局、福祉サービスの方に見つけてはもらいましたが、精神障がいということをおひとくくりにして危ないというのが世間のイメージです。けど、一般の人たちも同じで、迷惑をかける人もいるけど、ほとんどの人はかけない。精神障がい者も一緒です。手帳をもっているというだけでアパートに入れないというのは、差別だと思ひます。なので、そこを人間として見てほしいというのがその人の言い分です。もちろんどんでん壁を叩く人もいるので、入ったら困るというのはわかりますが、そういう人ばかりではありません。むしろ音も立てない精神障がいの人の方が数としては多いので、そういうことも含めて合理的配慮というのをもっと広げていただきたい。

会長 ありがとうございます。合理的配慮というのは、言葉自体がわかりにくいので、ずっと課題です。例えば、福祉系の大学や学部があると。その地域はまた違った雰囲気がある。それはそういう学部で学んでいる若者がいっぱいいますから。そのような周りの環境もあるかなと思ひます。

委員A 私は難病ですが、難病だから就職できないという例は沢山あります。差別のない世の中にならないといけない。精神の話ばかりですが、難病でも一緒です。また、難病ですと法定雇用率にも含まれない。障がい者じゃないと入らない。それを言い出したらきりがなくなります。

会長 皆が合理的配慮の方に向いて動いて行ってくれば、一番理想的だろうなと思ひます。そのような影響力、バタフライ効果です。蝶々がちょっと羽ばたいた、それが世界中に広がっていく。羽ばたかないとわからない。意見上げて考えて終わっている。やはり絶えずどこかで、いろんな形で情報を流していくことが必要なことなのだろうと思ひます。

委員C 私の子は50歳過ぎたところですが、介護度を松阪市に調べてもらいました。あの子の介護度は4、5ですって調べてもらいました。その介護度で支援員の方からどれだけ支援いただけるかという時間数が決まります。この子一人についてはそれでいいかもしれませんが、介護度を調べる時に〇×で介護度を調べてもらうのは疑問です。例えば私の子どもより状態が軽い人が要介護6。私の子どもは要介護5です。

親も高齢で世話ができなくなりましたので、親の介護も必要になってくる。ちょっと意見として申しあげます。

会長 いわゆる客観的な評価の仕方はなかなか見出しにくい。いろんな形で点数出して、実際に来て面接をして、いろんな形で評価しているわけですから。できるだけ改善してもらうよう言うしかないだろうなと思ひます。

委員C 親も高齢になると子の世話ができなくなる。子は介護度というものがあって、介護に来てもらっていますが、親ができないことをもっと介護してもらわないといけない状態になってきます。親の年齢とか親の介護とか、そういうのもちょっと考慮に入れてもらえないかなと思ひます。

委員A その場合、介護度が決まった時にこれはおかしいですって意見を言ったらいい。

会長 点数化の方法をどのように考えていくかは、これは実際に経験している方の意見が出てこないとわからない。委員がおっしゃるように、それは絶えずそういう形で要望いただくにしろ、あるいは直談判しに行くとかになります。たっぷり時間を取りたいのですが、申し訳ありません。次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか？

会長 じゃあ次にワーキングチームについて全部で5団体ございますけども、順番にリエゾンからよろしくをお願いします。

委員D リエゾンから活動報告をさせていただきます。リエゾンは毎月会を開催し、会員の活動の様子や、困りごとの共有をしています。また、事例検討においてスーパービジョンで個々の相談支援の質の向上、三重県相談支援専門協会の独自研修や医療ケア児のコーディネーターのフォローアップ研修等の情報提供をしています。また、令和7年度の日本相談支援協会の研修や、東海・北陸ブロックの研修の予定も共有しています。障がい福祉課も毎月参加いただき、相談支援専門員が円滑に業務を進められるよう、相談支援専門業務の情報の共有を図っています。次年度に始まる就労選択支援についての情報とか、訪問介護についての共有も行いました。あとはグループホームの書類についての検討も、市の方と一緒にして行っています。

三重県の相談支援専門協会の松阪支部としては、27年度の計画相談の始動時から障がい福祉課と連携して、福祉サービスの利用の手引きをともに見直してきた経過があります。今後同じように福祉と一緒に連携しながら手引きの見直しとか、課題の共有、解決というところも一緒に続けていきます。

委員E じょいんの会としましては9月13日に15人程度の参加者で、利用者の自宅の冷蔵庫の中にある材料で料理をするというテーマで行いました。それ以外は特に事業はしておりません。実際会長も決まっております。このままでは自然消滅してしまいますので、なるべく会員が集まるような会を考えようかなというので、こだまとも相談しておりますので、また報告させていただきます。

委員F 児童のグロウスの会です。年4回程度の連絡協議会を開催しています。今年度につきましては5月、そしてこの2月25日に報酬改定、制度改定について協議をしました。そして9月と11月に自分たちの研修として、福祉についてのコミュニケーションの研修と、療育についての研修を行いました。

グロウスの会は放課後等デイサービスとか、児童発達の事業所の協議会ですが、事業所は40近くあります。毎回、参加事業所での顔の見える関係、ネットワークづくりをしています。

事務局 生活介護連絡協議会ラナの報告です。ラナの委員が欠席のため、事務局が報告します。

活動報告として、第1回は前回の協議会でご報告したので省略します。第2回を9月13日に実施しました。福祉車両の点検や送迎というところで、福祉送迎の講習会をいたしました。福祉車両専門オレンジ三重の代表を講師にお招きして講演会を実施しています。一般的には学べない福祉車両の仕組みやシートベルトのかけ方、リフト車のこと。送迎のみのスタッフを雇用しているとか、障がいを理解しているかなど何気にも降りしている危険な様子を学びました。第3回は12月13日に感染対策についてと題しまして、松阪保健所より保健士の方を講師にお招きして行いました。感染対策の重要性とその実施方法について説明いただくとともに、現場での感染対策と業務のバランスが重要という話をしてもらいました。第4回目は3月14日に予定しておりまして、障がい福祉として事業所の抱える問題

についての話し合いを予定しています。

事務局 続きまして地域生活支援拠点部会ですが、こちらの部会は三つの医療機関、6事業所。マーベル。障がい福祉課で構成して、事務局含め17名で部会を実施しています。第1回、第2回は前回と一緒にですので省略します。第3回目は令和6年の11月14日。日中サービス支援型グループホームの報告・評価を行いました。こちらについては市内に日中サービス支援型のグループホームが三つありますけども、その三つのそれぞれの代表の方に来ていただき、利用者への支援方法とか、関係機関との連携状況などの報告。そして委員からの質疑応答を行い、適切に運営がなされていることを確認しました。ソーシャルインクルーホームとあぼろん松阪については、ともに令和6年度から設置されたばかりのグループホームですので、今後の緊急でのショートステイや地域生活支援拠点の事業所として登録を依頼しました。第4回目は2月6日に実施しました。今現在エントリーされている世帯について委員と情報共有を行いました。現状の把握、緊急時の体制でありますとか、将来の支援など共有を行っております。次年度は拠点の役割の一つである人材育成に伴う研修会ですとか、事業所への制度の理解を深める研修会を行うことについて話し合いを行いました。

会長 ありがとうございます。報告に関してご質問等あれば。

委員A リエゾンは年間どれぐらいの相談件数がありますか？

委員D リエゾン自体が相談を受ける場ではなく、相談支援専門員がそれぞれの持っている相談ケースを持ち寄って事例検討などを行います。それに対してのスーパービジョンをグループでやっています。

委員A 相談件数は把握していないのですか？

委員D 毎月その場で、事業所が支部で何人受けたとか、そういう共有の場はありますが、全体の相談支援、各事業所の全体件数というところは把握していません。

委員A 相談は全部受け取るのですか？ 相談を断るようなことはないのですか？

委員D 各事業所職員の人数がいて、それぞれキャパが職員によって違いますので、難しい場合は、やはり他の事業所ということをお願いする。

委員A そのような場合、次に、ここへ相談してくださいということがやれているのですか？

委員D 基本的にはどの相談事業所も自分のところで受けられない場合に、一覧表などをお渡し、事業所の情報などは提供します。そのような案内はしていますが、具体的にその事業所が引き受けてくれるというところまでは、やっていません。

委員A その部分は改善することはできないのでしょうか？ 相談に行っても受け取られない。キャパオーバーですよと言われたら、どこ行けばいいのですか？

委員D 障がい福祉課やマーベルをご案内させていただくこともあります。

会長 それ決めるのはリエゾン自身の中で話し合っ、そのような事案があるかないかと

いうことはちゃんとチェックする必要がある。リエゾンというのは個じゃない、団体なので、団体の中で、そういう形のものにしましょうかという話し合いがない限りは、なかなか立ち入っていくことはできないかもしれない。だからリエゾンの中の問題として、対応してもらっていることについて「どうなっているの」とご意見申し上げるということになる。ほったらかしというわけではないと思いますが。

委員A 実際に、ある人が相談支援事業所に相談したら、もうキャパで受けられないということだった。それでは、私は福祉サービスにはなっていないと思う。そのためのリエゾンだと思います。

会長 確かに網の目が細かくなって、ちゃんと対応できるかどうかというところだと思います。全部はできていないというのはあるのかなと思います。一つ一つ拾っていくといろいろ出てくるので、どこまで細かくするかという問題になってくる。そういうことについては、リエゾンの中で話をしてもらえれば前向きな話が出てくるのではないのでしょうか。

委員D 今日いただいた意見については、リエゾンに持ち帰らせていただいて諮らせていただきます。

委員A どれだけのキャパがあるのかという点で、相談件数がどれくらいあったのか知りたい。

事務局 正確な数字を資料として持ち合わせていないですけども、受給者証の発行が、1700件ぐらいあります。松阪市の相談支援事業所が1700件受けて、そのうちの約7%が、計画相談には入っていない、いわゆるセルフプランというものになります。ご自身で計画される方が7%みえます。それ以外は皆さん計画相談事業所が入っている事案となっています。

委員A いくつの計画事業所で1700件を受けているのですか？

事務局 松阪市内で20事業所あります。1700件が必ずしも全部松阪市内というわけではありません。松阪市の事業所それぞれがいくつ担当を持っているかという点、少ない人数でやっている事業所もあれば、複数名でやっているところもあります。

会長 いろいろと細かいデータとか、ここだけでは把握できないし、いろいろな部署からデータをいただくのが一つの課題だろうと思います。現実を知るのにはデータをみると、一目瞭然になります。今後どうしていくかということについては、データをどれだけ得られるかという事にしないと、非常に情弱な議論になってしまいます。他に何か質問ありますか？

委員B リエゾンの報告で、10月から開始される就労選択支援のことが出ていましたが、どこか事業所が手をあげられていますか？

委員D 我々も初めてのことなので、これから勉強しながら、どういうふうに進んでいくかということをお教えしてもらっているような状況です。リエゾンでいろいろと学ばせてもらいながら、適切な支援につなげていく。就労選択支援をうまく皆さんに提供していけるように、これから準備をしていくという段階になります。

委員B 障がい福祉課が就労選択支援をするわけではないですが、新しい福祉サービスとして、就労AとBと、就労移行、就労定着の4つのところに1つ加わって5つになるわけ

なので、大きいことだと思います。わかり次第、途中経過を知らせていただくと、当事者としても助かりますので、強く要望します。

事務局 就労選択支援については、我々も大きな課題の一つだと思っています。ただ国の方から、具体的なマニュアル自体が4月以降の発表です。今後、確認して、皆様にお伝えしていきたいと思っています。

会長 それでは、報告についてはここまでにします。その他の松阪市における障がい者の虐待状況について。事務局よろしく願います。

【障がい者虐待の現状について事務局より説明】

会長 何かご質問ありますか？

委員B 一番右下の棒グラフについて、令和6年度が19件とすごく多い。通報しやすくなったからとまとめられていましたが、調査はしたが虐待ではないと認定されたということですか？

事務局 すべて調査をして虐待があったかどうかというのを認定します。具体的で客観的な事実確認が取れなかったという場合は、虐待があったと判断できなかった場合となり、そういうものが含まれています。

委員B 別にこれが全部虐待だろうということはないですが、通報はされているということですね。それは別に偽の通報だったわけではないですね？

事務局 偽の通報かどうかは申し上げにくいですが、そもそも通報がある場合は匿名の場合があります。施設虐待につきましては、施設関係者や元職員ですとか、今も勤めている方からの通報やメールがあります。そういった通報があった場合には、実際に施設の方へ行き、事実確認をしています。ただ通報があった時に、すでに半年以上前の話もあります。すぐではない場合は確認が取りづらく、虐待の判断が難しいため、認定されていない場合もあります。

委員B 調査をしていただいたと思いますが、通報があるということは何もないということではないと思います。そのような状況になるというのは、例えばスタッフに荷重がかかっていたりとか、一時的に何かの関係で、すごく施設で大変なことがあったりとか、何かがあると思います。だからこれが虐待かどうかというのを調査して終わりではなくて、全体的にどうなのかということを見ていただきたい。学校のいじめと同じで、あるかないかだけで決めて終わりではなくて、環境ということを見てくということも大事なかなと思います。細かくモニタリングしてほしいと思います。

委員A これは法律の刑法は関係ないのですか？ 障がい者の金を使い込んでいる横領もあるのですか？

事務局 例えばそういった流用とかあった場合には警察にも通報がされていたり、被害届が出されていたりしている場合もあります。

委員A それは市として関わってないのですか？ 本人が警察に通報しただけですか？

事務局 虐待の重大性にもよるかと思えますけれども。例えば性的虐待とかでしたら警察も入っていただいて、一緒に相談聞いてもらっている場合もあります。

会長 我々が知るの報告を受けたあとですから、そう判断せざるを得ない。実際にこれが行われたかどうかは虐待ではないという数字が出ている。その議論は、今は意味がないのかなと思います。虐待があるかないかということについて、あるいは調査中とかございましたが、実際のところ何か起こらないと刑法では、動けない場合もあります。だから我々も知っておかないとならないのは、こうした虐待の現状は知っておく必要がある。別にまとめるつもりはありませんけども、これ以上深入りはできないかなと思いました。何かそれ以外にありますか？

委員E グラフで令和2年から令和6年に関して47件という数字があります。全部合わせた時に、データとして数字が合わないのではありませんか？また、虐待に関するネットワーク協議会があると思うので、こちらの会では集計の内容の報告をしていただければいい。ここでの議論でなくそちらの委員会がある以上、そちらにおまかせするのはどうでしょうか？

会長 ご指摘ありがとうございます。

会長 それでは最後。②の第3回お仕事フェスタについて事務局お願いします。

【第3回おしごとフェスタについて事務局より説明】

会長 以上用意しました議題でございます。2時間皆様方に議論していただきました。ありがとうございました。一応これですべての議題が終了しました。

事務局 本日は長時間に渡りましてご協議いただき誠にありがとうございました。次回令和7年度の会議の開催につきましては、日程が決まりしだい開催通知をお送りします。また会長におかれましては、円滑な議事進行を賜り誠にありがとうございました。

では、以上を持ちまして、令和6年度第2回松阪市障がい者地域自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。